

## IV 施策の実施状況

### 2 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する

#### 大気環境

##### 【基本方針】

きれいな大気は、市民が安心して生活できる環境の実現に欠かせないものです。大気環境に与える影響は、自動車交通によるものが大きいことから、その対策を中心に環境負荷低減の取組を進めます。

##### ○ 大気汚染防止対策

###### (1) 自動車排出ガス対策

自動車の増加に伴い、局地汚染や広域汚染が進むことが予想されることから、本市では、自動車公害の防止と渋滞解消のために、緑地帯を設けた道路整備や新交通システムなどの交通機関の整備を推進するとともに、以下の取り組みを行っています。

###### ・低公害車の普及促進

窒素酸化物などの大気汚染物質や地球温暖化の原因物質である二酸化炭素などの排出の少ない低公害車の普及促進のため、本市では公用車に低公害車を率先して導入しています。

###### ・アイドリングストップ運動の推進

啓発用ステッカーの配布や懸垂幕の掲示をし、ドライバーに対して駐停車中の不必要なエンジン稼動の自粛(アイドリングストップ)を呼びかけています。

###### ・その他、低公害バスの導入促進やディーゼル車から排出される汚染物質排出量の削減などを実施しています。

###### (2) 交通対策の推進

地球温暖化対策の推進(19 ページ)参照

###### (3) 工場・事業場の規制及び指導

###### ・立入検査等の実施

大気汚染防止法や県条例に基づき、排出基準や施設の構造・使用・管理基準の遵守状況などを把握するため、工場・事業場への立入検査を実施しています。

###### ・季節燃料規制

市内中心部における冬期のビル暖房等に起因する硫黄酸化物汚染を防止するため、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に対し、地域と季節を限定して使用する燃料を規制しています。

###### (4) アスベスト対策の推進

建築物の解体等に伴うアスベストの飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の工事現場に立ち入り、作業場の隔離、集じん・排気装置の使用等作業基準の遵守を指導しています。

また、露出した吹付けアスベストがある民間建築物のうち、多数の者が利用する建築物における除去工事等に対する助成や、市有建築物の計画的なアスベスト除去などを行っています。

###### (5) 監視体制の充実

大気汚染の状況を把握するため、大気測定局を設置し、常時監視を行っています。また、大気測定車により常設の大気測定局で把握できない地域の調査を行っています。



測定中の大気測定車

###### (6) 緊急時の措置

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生じるおそれがある場合には、広島県大気対策緊急措置要領に基づき、一般市民への周知を行うなどの措置を行い、健康被害の未然防止に努めています。

##### ○ 悪臭の防止

本市では、悪臭防止法の施行時から、物質濃度による規制を行っていましたが、複合臭や規制対象外の物質の臭いについて対応が困難であったことから、平成 16 年(2004 年)1 月に、規制方式を臭気指数による方式へ変更するとともに、規制地域を市街化区域から市域全域に拡大し、工場・事業場の立入検査を実施しています。

##### ○ 光害への対応

光害は、人により感じ方が微妙に異なるため客観的な評価が困難で、規制基準もありません。

このため、環境省が策定したガイドラインを利用することなどにより、良好な環境の実現に努めています。

## 水環境

### 【基本方針】

きれいな水は、大気と同様に、市民が安心して生活できる環境の実現に欠かせないものです。水質に与える影響は、生活排水によるものが大きいことから、その対策を中心に環境負荷を低減させる取組を進めます。

### ○ 生活排水対策の推進

#### (1) 公共下水道の整備

公共下水道の整備状況は、処理面積 1 万 3,623ha、処理人口 108 万 2,220 人で、普及率(処理人口／行政人口)は 92.8% となっています。<平成 20 年(2008 年)3 月 31 日現在>

#### (2) 農業集落排水処理施設の整備

農村部において、し尿及び生活雑排水を処理する農業集落排水処理施設を整備しています。

#### (3) 処理槽の設置の促進

家庭用の処理槽の普及を図るため、下水道等の未整備地区において補助金を交付しています。

また、適正な維持管理を推進するため、意識啓発を行っています。

### ○ 工場・事業場対策の推進

#### (1) 水質汚濁防止法に基づく指導等

工場・事業場からの排水については、水質汚濁防止法等に基づいて、立入検査・指導を行っています。平成 19 年度(2007 年度)の立入件数は延べ 236 件で、このうち 7 件の排水基準違反に対して、改善勧告を行いました。

#### (2) 瀬戸内海の環境保全対策

瀬戸内海の環境を保全するため、日最大排出水量 50 m<sup>3</sup>以上の特定事業場において、特定施設の設置や変更の際には、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、市長の許可を受ける必要があります。

また、広島県が定めた COD 等の総量削減計画に基づき、日平均排出水量 50 m<sup>3</sup>以上の特定事業場に対して、定期的に排出水の汚濁負荷量の報告を求め、規制・指導を行っています。

### ○ ゴルフ場農薬対策の推進

農薬による水質汚濁対策として、平成 19 年度(2007 年度)は市内 8 ゴルフ場で排出水の水質測定を行いました。その結果、すべての測定地点で指針値を下回っていました。

### ○ 水質浄化の推進、監視体制の充実等

#### (1) 水質浄化の推進

河川のしゅんせつ等により水質浄化に取り組んでいます。

#### (2) 監視体制の充実等

水質汚濁事故を発見した場合に市へ通報するなど、水質パトロールに関する民間協力者として、25 名の水質監視員が活動しています。

<平成 20 年(2008 年)3 月末現在>

#### (3) 広域的な取組の推進

太田川流域振興交流会議や、瀬戸内海環境保全知事市長会議に参加し、広域的な取り組みを推進しています。

## 土壤環境等

### 【基本方針】

市民が生活するための基盤である土壤・地盤の状態を良好に保つための取組を進めます。

### ○ 土壤環境の保全

土壤汚染対策推進のため、必要に応じ、土壤汚染対策法が適用される工場・事業場における有害物質の取り扱い状況等の情報提供を行うとともに、有害物質の管理状況の調査や適正管理の指導を行っています。

### ○ 地盤沈下の防止

地盤沈下は、雨水や河川水等の地下浸透により涵養されている地下水が涵養に見合う量以上に汲みあげられることにより、地下水位が低下して粘土層の隙間水が滯水層に排出されて、粘土層が収縮して発生します。

本市では、地盤沈下の未然防止を図るため、国等の関係機関と連携しています。

### ○ 水の適正な循環の確保

市街化区域内の歩道の透水性舗装などによる雨水の地下浸透の促進、下水再生水を水資源再生センター内で再利用や、新球場のグラウンド散水等として雨水を再利用するための施設の整備を新球場のオープンに合わせて進めています。